令和5年度版



島取県監査委員のあゆみ



令和5年4月

鳥取県監査委員事務局

1	鳥	取	県	監	査	委	員	の	あ	ゅ	み													•		 	•	 1 :	頁
2	令	和	4	年	度	監	査	委	員	協	議	会	開	催	実	績										 		 5	
3	年	度	別	監	査	実	績																		 	 		 7	
4	年	度	別	定	期	監	査	実	績	(監	査	意	見	含	む)								 	 		 8	
5	年	度	別	財	政	的	援	助	寸	体	等	監	査	実	績	(監	査	意	見	1 1	含含	ť)		 		 12	
6	年	度	別	行	政	監	査	実	績																 	 		 15	
7	年	度	別	住	民	監	査	請	求	監	査	実	績												 	 		 18	
8	年	度	別	職	員	の	賠	償	責	任	請	求	監	査	実	績									 	 		 20	
9	年	度	別	例	月	現	金	出	納	検	査	実	績												 	 		 21	
10	年	度	別	決	算	審	査	等	実	績	(監	査	意	見	含	む)							 	 		 23	
11	年	度	別	業	務	適	性	化	評	価	報	告	書	審	査	実	績								 	 		 28	
1 2	年	度	別	健	全	化	判	断	比	率	等	審	査	実	績										 	 		 29	
13	年	度	別	包	括	外	部	監	査	実	績														 	 		 31	
14	年	度	別	監	査	委	員	活	動	実	績															 		 33	
15	年	度	別	定	数		組	織	経	緯	表															 		 34	
16	年	度	別	監	查	委	員	-	監	査	委	員	事	務	局	職	員	配	置	表	ξ				 	 		 35	
17	監	査	の	種	別	ح	根	拠	法	令															 	 		 36	
18	各	種	監	査	等	の	説	明		-															 	 		 37	
19	令	和	5	年	度	監	査	等	執	行	計	画													 	 		 40	
20	鳥	取	県	監	査	委	員	の	Ξ	ツ	シ	3	ン												 	 		 44	

鳥取県監査委員のあゆみ

(平成25年度~令和4年度)

令和5年4月1日 鳥取県監査委員事務局

(敬称略)

		(敬称略)
年度(監査委員名)	内容	国・県 の動向
4	1 定期監査における勧告 国庫補助金に係る多額の未収金の発生について、勧告を行った。 2 行政監査 (1) 1の事案に関して、国庫補助金に係る法定受託事務手続について監査を行った。 (2) 民間企業等との連携協定について、対象機関から監査資料の提出を受けたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりスケジュールを変更し、事務監査・本監査とも令和5年度に実施することとなった。 3 新型コロナウイルス感染症の影響 (1) 定期監査 本監査:実地監査から書面監査に変更 33 機関 (34機関を対面監査からリモート監査に変更) 事務監査:実地監査から書面監査に変更 30 機関 (2) 財政的援助団体等監査 実地4団体、書面3団体の監査を行った。 4 住民監査請求 (1) 産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出等 (令和4年4月6日受理、請求人10名) 結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却、一部については住民監査請求の要件を欠くため却下(5月20日通知)。 (2) 国葬儀に係る公金支出について (令和4年9月21日ほか受理、請求人9名) 結果:請求人の主張に理由がないものと認め棄却(11月14日通知)。 (3) 知事の著書発行に伴う職員人件費等 (令和4年12月28日受付、請求人1名) 結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(1月31日通知)。	
3	1 職員数の減 (13 名→12 名)	
桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史]	2 新型コロナウイルス感染症の影響 (1) 定期監査 非接触型勤務の徹底が求められる中、状況に応じ、監査の実施方法を変 更するなどして行った。 本監査:対面監査からリモート監査へ変更 18 機関 事務監査:実地監査から書面監査へ変更 28 機関 (2) 財政的援助団体等監査 不急の業務の見送りや非接触型勤務の徹底等の継続を踏まえ、また団体 個々の状況等も勘案し、実施予定29 団体を実地監査6団体、書面監査3団	

年 度 (監査委員名)	内容	国・県 の動向
	 (3) 行政監査 2 交代制勤務や非接触型勤務の徹底を踏まえ、当年度の実施を見送った。 3 職員の賠償責任監査	
2 【桐林 正彦】山根 朋洋 奈良井 直樹】	 1 職員数の減(14名→13名) 2 業務適正化評価報告書審査意見の提出 本県においては地方自治法の一部改正(平成29年6月改正、令和2年4月施行)を先取りし、令和元年度から業務適正化(内部統制)が導入されたことを踏まえて、他都道府県に先立ち、業務適正化評価報告書審査意見書を作成、公表した。 3 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査」 (令和2年6月4日受付、請求人1名) ・結果:請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却(7月31日通知)。 4 天神川流域下水道事業に対して地方公営企業法の財務規定等を適用することとなり、令和2年度は例月現金出納検査を行った。 	
元	 1 監査委員の減平成31年2月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が4名となった。(H31.4.29施行:1名減(議選委員の1名減)) 2 業務適正化(内部統制)体制の導入を踏まえた定期監査の見直し執行部において事務の網羅的なチェックを行うこととなったことを踏まえて、令和元年度決算に係る定期監査から実地監査数及び監査資料(旧称:監査調書)の見直しを行った。 3 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(40団体→30団体) 4 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求(令和元年11月8日受理)の監査結果を通知(令和2年2月18日)。 	制) 体制の 導入

年度(監査委員名)	内容	国・県の動向
3 0	1 職員数の減(15名→14名)	
(小林 敬典) 湯口 夏史 山根 朋洋 内田 博長 坂野経三郎	 2 住民監査請求 「平成29年度分政務活動費」 (平成30年10月12日及び15日受付、請求人1名) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11月8日通知)。 	
	3 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求(2件。平成30年1月30日受理) の監査結果を通知(平成30年4月10日及び5月25日)。	
29 (小林 敬典) 湯口 夏史 山根 朋洋 内田 博長)	1 地方自治法の一部改正による監査専門委員の選任等に係る検討 監査専門委員を選任することができることとされたため、監査委員協議会 においてその必要性等を協議し、第7回監査委員協議会(平成29年9月27日) で直ちに選任する必要はない旨合意した。2 県議会決算審査特別委員会委員長報告における監査委員の決算審査意見へ	地方自治 法の一部 を改正す る法律公 布 (H29. 6. 9)
	の言及 (内容)特別委員会での審査の過程で、監査意見に対して疑問を呈する意見があったことを言及された。 (該当箇所) ・歳入歳出決算審査意見書の第3セクターへの貸付方法 ・公営企業会計決算審査意見書(企業局)のPFI関係に係る組織のあり方	
28 (小林 敬典) 湯口 夏史 山根 朋洋 上村 忠史 森 雅幹)	 1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が 多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高 めるため実施団体数を減じた。(50 団体→40 団体) 2 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出」 (平成28年4月27日受付。請求人9名) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(5月26日通知)。 3 職員の損害賠償責任監査 日本(資金が済金)の方ははほどよ場では標表が関表が表す。(要は20年7月19 	
	現金(資金前渡金)の亡失に係る損害賠償責任監査請求(平成28年7月12日受理)の監査結果を通知(平成28年9月30日)。	
2 7 (岡本 康宏 湯口 夏史	1 定期監査の実地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、本庁機関について、実地監査機関数を 絞り込んで個々の機関の監査の充実を図ることとした。	
山根 朋洋 上村 忠史 森 雅幹	2 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について」 (平成27年4月22日受理。請求人9名)	

年 度 (監査委員名)	内容	国・県 の動向
	・結果:請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却(6月10日通知)。	
	3 鳥取県日野地区連携・共同協議会の決算について、同協議会規約の規定に 基づき審査を行った(平成27年8月19日)。	
2 6 (岡本 康宏 \ 伊木 隆司	1 住民監査請求 (1) 「平成24年度における鳥取県議会全議員の政務調査費」 (平成26年5月29日受付。請求人4名) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(6月18日通知)。	
湯口 夏史 浜田 妙子 安田 優子	(2)「公安委員会の予算」 (平成 26 年 8 月 16 日受付。請求人 1 名) ・結果:住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(9 月 10 日通知)。	
	 2 江原道監査分野視察研修団との意見交換の実施 ・日 時:平成 26 年 12 月 10 日 ・場 所:県立図書館 ・出席者:〔江原道視察研修団〕17 名 〔鳥取県〕岡本代表監査委員、事務局8名 	
2 5	1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し	
一	監査リスクの低減を図るため、団体の運営状況を踏まえて、リスクが想定される補助金等交付団体を重点的に選定するとともに、監査実施団体数を増加した。(40 団体→50 団体)	
浜田 妙子 安田 優子	2 住民監査請求 「平成23年度に鳥取県議会議員へ交付された政務調査費の使途について」 (平成25年6月28日受理。請求人4名) ・結果:議長・知事へ勧告(平成25年8月19日)。	
	3 職員の損害賠償責任監査 公用車の損傷に係る損害賠償責任監査請求(平成 26 年 1 月 23 日受理)の 監査結果を通知(平成 26 年 3 月 31 日)。	

令和4年度監査委員協議会開催実績

		山舟禾昌	后 以 示 血且 安良 争 伤 问
回	開催年月日	出席委員 (※印はオンライン出席)	協議事項
1	R4. 4. 6	桐林代表 山根委員※ 奈良井委員※ 福田委員	・住民監査請求について (産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等)
2	R4. 4.25	桐林代表 山根委員 奈良井委員 福田委員	・住民監査請求に係る今後の対応方針 (産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等) ・令和4年度監査等執行計画の変更について
3	R4. 5. 9	桐林代表 山根委員 奈良井委員 福田委員	・住民監査請求について (産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等)・令和3年度業務適正化評価報告書の審査実施計画・新型コロナウィルス感染症対策における監査委員事務局職員の動員に伴う監査等執行計画の変更検討について・当面の監査等の予定
4	R4. 5.16	桐林代表 山根委員 奈良井委員 福田委員	・住民監査請求について (産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等) ・令和4年度財政的援助団体等監査の実施団体の選定について ・令和4年度行政監査実施方針について ・鳥取県監査実施要綱の一部改正について ・令和4年度監査等執行計画の変更について ・令和4年度包括外部監査人の監査の事務を補助する者について
5	R4. 7.14	桐林代表 山根委員※ 奈良井委員※ 福田委員	・公営企業会計に係る決算審査意見候補について ・財政的援助団体等監査実施団体 補助金等交付団体の選定について ・監査の結果について講じた措置等について(定期監査、財政的援助団体等監査、行政監査)
6	R4. 8. 5	桐林代表 山根委員※ 奈良井委員※ 福田委員	・令和3年度鳥取県公営企業会計に係る決算審査意見(案)について ・令和4年度財政的援助団体等監査に係る実施団体の変更について ・令和4年度行政監査の実施方法の変更について ・健全化判断比率等審査の実施について
7	R4. 9. 6	桐林代表 山根委員※ 奈良井委員※ 福田委員	・令和3年度決算に係る健全化判断比率等の審査意見書(案)について ・令和3年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書(案)について
8	R4. 9.14	桐林代表 山根委員※ 奈良井委員※	 ・令和3年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書及び鳥取県基金運用状況審査意見書(案)について ・令和4年度財政的援助団体等監査(本監査)に係る実施団体の選定について ・令和3年度一般会計決算において発生した多額の収入未済に係る行政監査の実施について(案) ・令和3年度定期監査結果に係る監査意見候補について
9	R4. 9.21	桐林代表 山根委員 ※ 奈良井委員 ※ 福田委員	・住民監査請求について (国葬儀に係る公金支出について)

	開催年月日	出席委員	協議事項
		(※印はオンライン出席)	
		桐林代表	・監査委員による業務適正化評価報告書の審査方法について
10	R4. 9.27	奈良井委員※	・令和3年度鳥取県歳入歳出決算審査意見書及び鳥取県基金運用状
	101. 3.21		況審査意見書(案)について
			・令和3年度決算に係る定期監査の監査意見候補について
		桐林代表	・令和3年度決算に係る定期監査意見(案)について
		山根委員※	・令和3年度決算に係る定期監査結果処置(案)について
		奈良井委員※	・令和3年度税外未収金に対する処置(案)について
11	R4. 10. 20	福田委員	・令和3年度決算に係る定期監査重点事項の調査結果について
			・令和3年度業務適正化評価報告書審査意見書(案)について
			・住民監査請求について
			(国葬儀に係る公金支出について)
		桐林代表	・住民監査請求について
12	R4. 10. 25	山根委員	(国葬儀に係る公金支出について)
		奈良井委員	
		福田委員	
		桐林代表	・令和3年度決算に係る定期監査結果報告書(案)について
		山根委員※	・令和4年度行政監査結果報告書(案)について
13	R4. 11. 4	奈良井委員※	・住民監査請求について
		福田委員	(国葬儀に係る公金支出について)
		I → I I I I . I .	・令和3年度決算に係る定期監査意見(案)について
		桐林代表	・令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査結果及び監査意見に
14	R4. 12. 9	山根委員※	ついて
		奈良井委員※	・令和5年度監査等執行計画の策定方針について
		福田委員	・令和4年度行政監査の実施方法の変更について
1.5	D4 10 00	桐林代表	・令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査結果報告書(案)に
15	R4. 12. 23	山根委員※	ついて
		奈良井委員※	・令和5年度監査等執行計画(案)について
		桐林代表	・令和4年度決算に係る定期監査の重点事項について
1.0	DE 1 10	山根委員※ 奈良井委員※	・令和5年度監査等執行計画(案)について ・住民監査請求について
16	R5. 1.13		
		福田委員	(知事の著書発行に伴う職員人件費等)
		担共体主	・令和5年度包括外部監査契約の締結に関する意見について
		桐林代表	・住民監査請求について
17	R5. 1.31	山根委員※	(知事の著書発行に伴う職員人件費等)
		奈良井委員※	
		福田委員	要放弃工作(201)。(4)亿型1.0本日本收\
		桐林代表	・業務適正化について(執行部との意見交換)
18	R5. 2. 3	山根委員	・令和4年度包括外部監査結果に対する監査委員の意見について
	No. 2. 0	奈良井委員	・鳥取県監査実施要綱の一部改正について
		福田委員	

年 度 別 監 査 実 績

(平成25年度~令和4年度)

令和5年4月1日 鳥取県監査委員事務局

実施年度監査種別	4	3	2	元	30	29	28	27	26	25	摘要	制度の 創設年度
定期監査	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0		昭和21
財政的援助団体等監査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		昭和25
随時監査(臨時監査)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		昭和23
行政監査	0	_	0	_	0	0	0	0	0	0	本県は平成13年度から開始(※)	平成3
共同設置機関の監査	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		昭和27
直接請求による監査	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_		昭和23
議会の請求による監査	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		昭和23
知事の要求による監査	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_		昭和23
住民の請求による監査	0	_	0	_	_	_	_	0	_	0		昭和23
職員の賠償責任に係る監査	_	0	_	0	0	0	0	_	_	0		昭和25
例月現金出納検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		昭和21
指定金融機関等監査	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_		昭和38
決算審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		昭和21
基金運用状況審査	0	0	0	\circ	0	\circ	0	0	0	0		昭和21
業務適正化評価報告書の審査	0	0	0	_	_	_	_	_	_	_	審査は令和2年度 から開始	令和元
健全化判断比率等の審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		平成20
包括外部監査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本県は平成11年度か ら開始	平成 9

- 注 1 「 \bigcirc 」は実績があるものを、[-] は実績がないものを表す。
 - 2 実績年度は、監査結果の公表を行った年度とする。

(※)本項においては、随時監査を除くあらかじめ対象事務を特定して実施した監査について記載したものである。

【参考】監査委員制度の沿革

- 昭和21年10月 第一次地方制度の改革時に創設
- 昭和21年11月 鳥取県条例第20号鳥取県監査委員条例施行(日本国憲法公布)
- 昭和22年 4月 地方自治法施行(昭22.4.17)により、現行制度の確立
- 昭和23年 6月 鳥取県監査委員条例(第40号) 施行(昭和21年10月条例を廃止)
- 平成18年 6月 地方自治法一部改正公布(監査委員定数の自由化)
- 平成18年12月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の増(4名→6名)) (平成19年4月施行)
- 平成24年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(6名→5名)) (平成24年4月施行)
- 平成29年 6月 地方自治法一部改正公布 (議選監査委員の選任の義務付けの緩和等)
- 平成31年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(5名→4名)) (平成31年4月施行)

年度別定期監査実績

(平成25年度~令和4年度)

	区			分			実 (対	施 象	年 年	度	度)		
				Л	4 (3)	3 (2)	2 (元)	元 (30)	30 (29)	29 (28)	28 (27)	27 (26)	26 (25)	25 (24)
対	本	庁	筃	所数	105	104	102	99	96	106	104	101	109	105
象機	地力	7機関	筃	所数	117	117	116	121	120	103	105	106	101	105
関	,	計	筃	所数	222	221	218	220	216	209	209	207	210	210
	本	庁	箇所	実地	28	32	44	56	63	83	77	80	103	95
	4)1	数	書面	77	72	58	43	33	23	27	21	6	10
宝	나나 -	→ トイイト 目目	笛	実地	19	17	33	50	68	59	65	57	62	63
実施	地方	7機関	所数	書面	98	100	83	71	52	44	40	49	39	42
機関			笛	実地	47	49	77	106	131	142	142	137	165	158
		計	所数	書面	175	172	141	114	85	67	67	70	45	52
				監査率 (%)	21. 2	22. 2	35.3	48. 2	60. 6	67.9	67. 9	66. 2	78.6	75. 2
			本	庁	6.3 ~	2. 24	3. 6 ~	3.5	3.5 ∼	3. 2 ~	3. 2	2.4 ~	1. 27	2.19
	中公	₩₩₩ ₩	4) 1	\sim 9.13	~ 8.31	~ 7. 16	7. 19	\sim 7.26	8. 2	~ 8. 2	\sim 7.29	~ 8.8	~ 8. 9
監	争的	族監査	ыь -		5. 23	2.9	2. 12	2.12	1. 26	1. 30	1.28	2.6	2. 12	1.28
查			地力	片機関	\sim 9.12	~ 8.31	~ 7. 21	\sim 6.26	\sim 7.6	~ 6. 2	\sim 6.6	\sim 6.25	~ 6.9	~ 6.11
目			1	<u> </u>	7.12	3.8	5. 13	4. 16	4. 11	4. 12	4.13	3.4	3.3	4. 11
程	-	E⊬ ★	本	庁	\sim 9.20	\sim 9.2	~ 9. 3	\sim 9.9	\sim 9.5	~ 9. 5	\sim 9.6	\sim 9.3	~ 9. 1	~ 9. 1
	本	監査	ыь -		6.10	3.8	5. 13	3. 18	2. 19	3. 16	3.11	3. 12	4. 15	3. 1
			地ノ	片機関	~ 9.14	\sim 9.2	~ 8. 26	\sim 9.6	~ 8. 31	~ 8. 2	\sim 7.28	~ 8.5	\sim 7. 24	~ 7. 29
	勧	告		件	1	0	0	_	_	_	_	_	_	_
処置	指	摘		件	56	38	42	34	72	41	16	25	47	54
件数	注	意		件	281	359	316	408	529	755	653	392	526	474
<i>3</i> 3X		計		件	338	397	358	442	601	796	669	417	573	528
監	查	意 見		件	6	6	8	8	9	10	11	7	8	14
	知事	手手 渡	美日		4. 11. 25	3. 11. 29	2. 11. 26	1. 11. 25	30. 11. 14	29. 11. 14	28. 11. 22	27. 11. 16	26. 11. 25	25. 11. 25
	記者発表日			4. 11. 25	3. 11. 29	2. 11. 26	1. 11. 25	30. 11. 14	29. 11. 14	28. 11. 22	27. 11. 16	26. 11. 25	25. 11. 25	
	措置	状況幸	報告			5. 2. 20	3. 9. 15	2. 11. 9	1.7.22	1.7.22	30. 4. 16	29. 2. 15	28. 8. 16	28. 1. 14
		日							2. 11. 9			27.11.2	27 (議会	:分)

注1 総合事務所の各局についてそれぞれ1箇所としている。

² 平成27年度実施の処置件数の注意及び計は、知事提出後の取消1件を減じた件数である。

年度別定期監査実績(意見)

(平成25年度~令和4年度)

実施年度(対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所管課
	1 あんしんトリピーメール・あんしんトリ ピーなびの利用促進について	危機管理局	危機対策・情報課
4	2 獣医師資格を要する職員、土木技師等技術 職員の確保について	総務部、生活環境部、農林水産部、県土整備部	人事企画課、環境立県推 進課、くらしの安心推進 課、農林水産政策課、畜 産課、県土総務課、技術
(3)	3 空き家対策について 4 発掘された埋蔵文化財の整理、保存及び利 活用について		中山間地域政策課 とっとり弥生の王国推進 課、埋蔵文化財センター
	5 テレワーク導入の推進について	商工労働部	とっとり働き方改革支援 センター
	6 河川・道路ボランティアについて	県土整備部	技術企画課
	1 とりアート開催事業と鳥取県美術展覧会の あり方について	地域づくり推進 部	文化政策課
	2 鳥取看護専門学校の運営について	福祉保健部	医療政策課、鳥取看護専 門学校
3	3 地域脱炭素の取組について	生活環境部	脱炭素社会推進課
(2)	4 中小企業の事業承継支援について	商工労働部	企業支援課
(2)	5 GIGAスクール構想等の推進について	教育委員会	教育環境課、教育セン ター、小中学校課、特別 支援教育課、高等学校課
	6 美術ラーニングセンター(仮称)機能発揮 のための検討について	教育委員会	美術館整備課
	1 認知症の予防と早期治療の取組充実につい	福祉保健部	長寿社会課
	2 電子カルテ相互参照システム(おしどり ネット)の参加医療機関等の拡大について	福祉保健部	医療政策課
	3 山陰海岸ジオパークにおける中核拠点施設 としての機能について	生活環境部	山陰海岸ジオパーク海と 大地の自然館
2	4 6次産業化支援取組事業の振り返りと今後 の事業展開への活用について	農林水産部	食のみやこ推進課
(元)	5 公有財産「鳥取砂丘オアシス広場(行政財 産)」の利活用の促進について	県土整備部、生 活環境部	道路企画課、緑豊かな自 然課
	6 会計研修や指導のあり方について	会計管理局、総 務部	会計指導課、政策法務 課、職員人材開発セン
	7 契約事務手続について	会計管理局	会計指導課
	8 犯罪被害者等支援の充実について	警察本部、生活環境部	広報県民課、くらしの安 心推進課
	1 ウェブページの更新の徹底について	令和新時代創造 本部	広報課
	2 看護職員の育成・確保について	福祉保健部	医療政策課
	3 鳥取県立ハローワークの理解・促進について	商工労働部	鳥取県立鳥取ハローワーク
元	4 建設業の担い手育成・確保について	県土整備部	県土総務課
(30)	5 ふるさと教育について	教育委員会、生 活環境部、農林 水産部	小中学校課、高等学校 課、衛生環境研究所、試 験場統括本部、農業大学
	6 登下校時における安全の確保について	教育委員会	体育保健課
	7 部活動指導員の活用について	教育委員会	体育保健課
	8 県外生徒の受入れの推進について	教育委員会	高等学校課

実施年度 (対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所 管 課
	1 大雨による危機の予測と対応の周知につい	危機管理局	危機管理政策課
	2 補助金交付要綱について	総務部	財政課
	3 職員研修の充実強化について	総務部、会計管 理局	職員人材開発センター、 会計指導課
	4 がん罹患対策の推進について	福祉保健部	健康政策課
	5 電子カルテ相互システム(おしどりネット)の参加医療機関の拡大について	福祉保健部	医療政策課
30 (29)	6 経営革新総合支援事業の実施状況の公開に ついて	商工労働部	企業支援課
	7 大山山麓農地開発事業、東伯かんがい排水 事業による受益者(水利用者)の拡大につ	農林水産部	農地・水保全課
	8 土木使用料収入等の調定遅延について	県土整備部、中 部総合事務所、 西部総合事務所	県土総務課、鳥取県土整 備事務所、県土整備局
	9 少人数学級及びエキスパート教員について	教育委員会	教育人材開発課、小中学 校課
	1 内部統制に向けた検討について	総務部、会計管 理者	人事企画課、業務効率推 進課、財源確保推進課、 会計局、庶務集中局
	2 補助事業等の適切な執行について	総務部	財政課
	3 補助事業等の要綱等の確認について	総務部、商工労 働部	財政課、労働政策課
	4 県税に関する滞納整理の取扱いについて	総務部	税務課、県税事務所
29	5 看護職員等配置機関の職員体制の確保について いて	総務部、福祉保健部	人事企画課、業務効率推 進課、子ども発達支援 課、医療政策課
(28)	6 獣医師の確保について	生活環境部、農 林水産部	環境立県推進課、畜産課
	7 山陰海岸ジオパークの観光客誘致に係る連 携について	生活環境部	山陰海岸ジオパーク海と 大地の自然館
	8 中小商工業者へのBCP普及のための取組 みについて	商工労働部	商工政策課
	9 新規就農者の定着について	農林水産部	経営支援課
	10 県外や県内遠隔地から入学する生徒に対する環境整備について	教育委員会	高等学校課
	1 消防学校の機能を活用した防災リーダー等 の養成について	危機管理局	消防防災課、消防学校
	2 公文書館及び図書館の連携について	総務部、教育委員会	公文書館、図書館
	3 ジュニアの競技力向上について 4 発達障がい児等に対する診療体制について	地域振興部 福祉保健部	スポーツ課 子ども発達支援課
	4 発達障がいた寺に対する診療体制について 5 県立の学校及び児童福祉施設のトイレの洋 式化について	福祉保健部、教育委員会	青少年・家庭課、子ども 発達支援課、教育環境課
	6 砂丘事務所の職員体制について	生活環境部	砂丘事務所
28	7 試験研究機関の試験研究内容の積極的な公開について	生活環境部、農 林水産部	衛生環境研究所、試験場 統括本部(とっとり農業 戦略課、農業試験場、園
(27)			芸試験場、畜産試験場、 中小家畜試験場、林業試 験場、水産試験場、栽培 漁業センター)
	8 正規雇用創出奨励金に係る返還未収金の発 生防止について	商工労働部	立地戦略課
	9 会計事務の審査・指導体制の強化について	会計管理者	会計局
	10 知事部局への教職員派遣とその成果の活用等について	教育委員会	教育総務課、小中学校 課、特別支援教育課、高 等学校課
	11 出土品の収納保管スペースについて	教育委員会	埋蔵文化財センター

実施年度(対象年度)	監 査 意 見	所管部局	所管課
	1 県内出身大学生のUターン促進について	元気づくり総本 部、商工労働部	とっとり暮らし支援課、 就業支援課
	2 国際交流について	観光交流局	交流推進課
27	3 がん対策の推進について	福祉保健部	健康政策課
(26)	4 バイシクルタウン構想について	生活環境部	環境立県推進課
	5 物品の適正な管理について	会計管理者	庶務集中局
	6 教職員の多忙感解消の取組みについて	教育委員会	教育総務課
	7 交通死亡事故対策について	警察本部	警察本部
	1 男女共同参画センターの啓発事業について	地域振興部	男女共同参画推進課
	2 アーティストリゾート推進事業について	文化観光局	文化政策課
	3 生活困窮者自立支援事業について	福祉保健部	福祉保健課
	4 児童相談所の業務体制等について	福祉保健部	青少年・家庭課
26 (25)	5 鳥取港の利活用促進について	文化観光局、商 工労働部、県土 整備部	観光政策課、経済産業総 室、空港港湾課
	6 教職員の多忙感解消について	教育委員会	教育総務課、小中学校 課、高等学校課、特別支 援教育課
	7 鳥取養護学校の施設狭隘化解消について	教育委員会	特別支援教育課
	8 物品管理に係る適正な事務取扱について	会計管理者	庶務集中局
	1 税外未収金回収への対応について	総務部	財源確保推進課
	2 中山間地域振興に係る支援制度の対象について	総務部、企画部	財政課、とっとり暮らし 支援課
	3 選挙における投票の機会の確保について	企画部	自治振興課
	4 鳥取県の文化財の活用について	文化観光局、教 育委員会	文化政策課、文化財課
	5 鳥取療育園の整備充実について	福祉保健部	子ども発達支援課
	6 がん対策について	福祉保健部	健康政策課
25	7 看護職員等修学資金貸付事業の適正な執行 について	福祉保健部	医療政策課
(24)	8 総合療育センターと県立病院との連携について	福祉保健部、病 院局	子ども発達支援課、病院 局
	9 中海の環境改善対策について	生活環境部	水・大気環境課
	10 とっとり食の安全認定制度の普及促進につ	生活環境部	くらしの安心推進課
	11 財務会計事務の適正な執行の確保について	会計管理者	会計指導課、集中業務課
	12 小中学校教職員の心の病への効果的な取組 みについて	教育委員会	教育総務課、小中学校課
	13 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供について	教育委員会	特別支援教育課、高等学 校課
	14 博物館のあり方について	教育委員会	博物館

年度別財政的援助団体等監査実績

(平成25年度~令和4年度)

	区分		丞 分				実 (対		施 象	年 年		度 度)			
						4 (3)	3 (2)	2 (元)	元 (30)	30 (29)	29 (28)	28 (27)	27 (26)	26 (25)	25 (24)
	出資	ŧ 5	Ŧ	体	箇所数	31	31	32	33	33	33	34	36	36	35
対象	指定	管	理	者	箇所数	13	13	12	12	12	12	10	8	10	10
対象団体	補助金	等交	[付	団体	箇所数	258	232	202	213	230	258	202	382	376	364
		計			箇所数	302	276	246	258	275	303	246	426	422	409
	出資	{ [Ŧ	体	箇所数	7	6	10	12	16	8	14	14	12	12
実施団体	指定	管	理	者	箇所数	0	0	4	4	4	4	3	4	4	2
団体	補助金	等交	[付	団体	箇所数	0	3	16	14	20	27	24	32	34	36
		計			箇所数	7	9	30	30	40	39	41	50	50	50
						R4. 6. 10	R3. 6. 11	R2. 6. 12	R1.8.2	Н30. 6. 20	H29.3.7	H28. 3. 7	H27. 2. 4	H26. 1. 27	H25. 1. 28
監	事	務	5	監	查	~ R4. 10. 17	~ R3. 10. 22	~ R2. 10. 13	~ R1. 10. 17	~ H30, 10, 17	~ H29.11.14	~ H28. 12. 5	~ H27. 10. 29	~ H26.11.4	∼ H25, 10, 29
査日														H26. 3. 3	
程	本		監		査	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
						R4. 11. 11	R3. 11. 2	R2. 11. 13	R1. 11. 18	Н30. 11. 13	H29.11.27	H28. 12. 9	Н28. 1. 7	H26. 11. 21	H25. 11. 21
処置	指	•	摘		件	10	1	10	4	10	6	5	3	2	2
件	注		意		件	2	23	71	92	84	63	70	62	59	40
数		計			件	12	24	81	96	94	69	75	65	61	42
Ē	監 査	意	見	見	件	2	2	9	4	5	4	3	2	2	4
矢	印 事			渡出日	日日)	R5. 1. 25	R3. 12. 22	R3. 1. 22	R2. 1. 16	H31. 1. 22	H30.2.5	H29. 2. 6	H28. 2. 3	H27. 2. 2	H26. 2. 7
言	己者	务	Ě	表	日	R5. 1. 25	R3. 12. 22	R3. 1. 22	R2. 1. 16	H31. 1. 22	H30. 2. 5	H29. 2. 6	H28. 2. 3	H27. 2. 2	H26. 2. 7
扌	# 置	犬 涉	记 幸	银 告	f 日		R5. 2. 20	R. 3. 9. 15	R2. 11. 9	R2. 4. 17R2. 11. 9	H30. 12. 28	Н30. 4. 12	H28. 4. 22	H28.4.22	H27. 11. 28

注1 令和3年度、4年度は、当初計画していた団体数を新型コロナウイルス感染症の影響により変更して実施した。(令和3年度:29団体から9団体、令和4年度:18団体から7団体)

² 令和2年度から4年度実施分は、新型コロナウイルス感染症の影響で手渡しせず、書面送付のみ。

年度別財政的援助団体等監査実績(意見)

(平成25年度~令和4年度)

実施年度 (対象年度)		監 査 意 見	所管部局	所 管 課
	1	施設利用料の減免制度について	地域づくり推進	スポーツ課
4		(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)	部、生活環境部	緑豊かな自然課
(3)	2	取組事例の県民への情報公開について (公益財団法人鳥取県産業振興機構)	商工労働部	産業未来創造課
	1	財務会計規程の遵守体制について	生活環境部、商	住まいまちづくり課
3			工労働部、農林 水産部	産業未来創造課 経営支援課
(2)	2	公益財団法人鳥取県造林公社における経営改革プ ランの進捗管理と見直しについて	農林水産部	林政企画課 林政企画課
	1	コンベンション誘致のための情報収集について	交流人口拡大本	観光戦略課
	2	一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の 広報について	交流人口拡大本 部	観光戦略課
	3	わらべ館の利用促進に向けた対応について	地域づくり推進	文化政策課
	4	鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及	地域づくり推進	スポーツ課
	1	び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について	部、生活環境部	緑豊かな自然課
	5	放牧預託の需要増に対する対応について	農林水産部	畜産課
2	6	林業労働者の確保及び担い手育成について	農林水産部	林政企画課
(元)	7	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知につ	農林水産部	林政企画課
	8	公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実	農林水産部	水産課
		施している事業やイベントの成果の把握及び県民) A 11/3 1/12/PI	/1·/H/K
		への成果・効果の周知について		
	9	大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進 に向けた対応について	教育委員会	社会教育課
	1	一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の	総務部、交流人	財政課
	1	広報及び施設の運営について	口拡大本部、子 育て・人財局、 生活環境部、農	観光戦略課 子育で王国課 緑豊かな自然課
=			林水産部	生産振興課
元 (30)	2	鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について	子育て・人財局	子育て王国課
(30)	3	移住定住促進事業の取組の拡充について	交流人口拡大本 部、商工労働部	ふるさと人口政策課 雇用政策課 鳥取ハローワーク
	4	大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について	西部総合事務所	地域振興局生活環境局
	1	(1)指定管理に係る事業報告書について	総務部、地域振 興部、生活環境 部	資産活用推進課 文化政策課 スポーツ課
		(2)指名による委託料余剰金について	総務部、地域振 興部、福祉保健 部、生活環境 部、商工労働部	緑豊かな自然課 財政課 資産活用推進課 文化政策課 スポーツ課
30 (29)				福祉保健課 緑豊かな自然課 産業振興課
	2	福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活 用策について	福祉保健部	福祉保健課
	3	福祉人材研修センターの修繕費用の負担について	福祉保健部、総 務部	福祉保健課 財政課 営繕課 資産活用推進課
	4	鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の 負担軽減について	教育委員会	高等学校課 教育人材開発課

実施年度 (対象年度)		監 査 意		所管部局	所 管 課
	1	指定管理に係る委託業務の適正 いて	な履行の確保につ	地域振興部	スポーツ課
29 (28)	2	補助事業の完了検査の適正な実	施について	商工労働部、総 務部	販路拡大・輸出促進 課
	3	出資団体の適切な資金運用の確	怪について	農林水産部	畜産課
	4	指定管理に係る委託業務の検証		教育委員会	社会教育課
	1	(1)補助金等交付要綱の適切な^		興部、商工労働 部、農林水産部	財政課 人権・同和 対策課 交通政策課 スポーツ課 立地戦 略課 通商物流課
28 (27)		(2)補助金等事務の適切な執行		総務部、地域振 興部、観光交流 局、生活環境部	財政課 スポーツ課 まんが王国官房 環境立県推進課
	2	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(iの管理について		総務部、生活環 境部	業務効率推進課 緑豊かな自然課
		補助金に係る財務事務の透明性		観光交流局	まんが王国官房
27 (26)	2	一般財団法人鳥取県観光事業団の整備方針について	が管理する各施設	観光交流局、福 祉保健部、生活 環境部、農林水 産部	観光戦略課 子育て応援課 緑豊かな自然課 生産振興課
26		公益財団法人中海水鳥国際交流 務処理機能の強化について		生活環境部	水・大気環境課
(25)	2	一般社団法人大山観光局の指定 事務の執行について	ご管理に係る適正な	西部総合事務所	地域振興局 生活環境局
25 (24)	1	契約事務の執行について		企画的(地域振光) (地域张光) (地域张光) (是一个人) (是一个一个人) (是一个人) (是一个人) (是一	教文光課子政公な務推雇市興民 学課 観策房康 か事心 と を と と を で と で で で で で で で で で で で で で
	2	県内在住外国出身者の支援につ	いいて	文化観光局	交流推進課
	3	一般財団法人鳥取県観光事業団 定管理施設の集客促進について		文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部	観光政策課 文化政 策課 子育て応援課 公園自然課(緑豊かな自然課) 生産振興課
	4	臓器移植の推進について		福祉保健部	医療政策課

年 度 別 行 政 監 査 実 績

(平成25年度~令和4年度)

令 和 5 年 4 月 1 日 鳥取県監査委員事務局

実施 年度		監査の実施概要			
4	対象事務	国土交通省所管の令和3年度道路事業補助金2,486百万円余に係る法定受託事務及び国費請求・受け入れ事務の状況(決算審査、定期監査で覚知された状況を確認するための随時監査)			
	対象年度				
	実施状況	1 実 施 期 間:令和4年9月~10月			
		・事務監査: 令和4年9月29日・30日			
		• 本 監 査: 令和4年10月19日			
		2 実 施 機 関 数:3機関			
		3 知事報告,記者発表:令和4年11月25日			
	着眼点	1 上司及び担当者は、関係規程や事務手続等を理解していたか。			
		2 事務手続きの進捗管理は適切に行われていたか。また、国の出納閉鎖に向けて、収入状			
		況の確認は適切に実施されたか。			
		3 担当者間あるいは組織間で、事務手続きについて適期、適切に情報交換、連絡、連携等			
		が行われていたか。			
		4 繁忙時や担当職員の不在等において、事務手続きが適正に行える体制となっていたか。			
		5 時間的制約等で現状の事務手続きが困難なものとなっていないか。			
		6 不備の発生要因を分析し、今後の対策が措置されているか。			
		7 収入未済となった国庫補助金の確保に向けて適切に対応しているか。			
	対象事務	民間企業等との連携協定について			
	実施状況	1 実 施 期 間:令和4年4月~			
		・対象機関から監査資料提出済。新型コロナウイルス感染症の拡大等によりスケジュール			
		を変更し、事務監査・本監査とも令和5年度に実施する。			
3	(2 交代制	、非接触型勤務の徹底、各機関のコロナ対応等を考慮し中止した。)			
2	対象事務	県に事務局を置く任意団体の事務の状況			
	対象年度				
	実施状況	1 実 施 期 間:令和2年9月~令和3年1月			
		・事務監査: 令和2年10月~11月			
		・本監査: 令和2年11月			
		2 実施機関数:23機関(28任意団体)			
		3 知事報告、記者発表:令和3年1月22日 4 措置状況の報告:令和3年9月15日			
	百 口				
	項目	1 任意団体の業務に対する県職員の関与・指導の状況 県職員が業務に関与する根拠・手続			
		県業務と任意団体業務との区分及び県業務への影響			
		行政財産使用許可、任意団体に対する県有物品の貸付け			
		補助金等県費支出の事務処理 外2項目			
		2 任意団体の運営状況			
		任意団体の設立目的と活動内容			
		諸規程の整備・運用、総会・役員会等の運営			
		事務事業の執行体制、経理・会計手続			
		県事業と任意団体事業の区別の状況			
		監事等による監査、自主的チェック等			

中佐					
実施 年度		監査の実施概要			
元	実施せず				
30	対象事務	高額備品の使用及び管理状況等			
	平成29年度(平成22年度から平成28年度までに取得したもの)				
	対象年度 平成29年度(平成22年度から平成28年度までに取得したもの) 実施状況 1 監査実施期間:平成30年4月~12月				
		・事務監査:平成30年4月~11月			
		・本 監 査: 平成30年4月~11月			
		2 監査実施機関数:38機関			
		3 知事報告、記者発表: 平成31年1月22日			
		4 措置状況の報告:令和元年7月22日			
	項目	1 調達手続について 調達方法は適切か 外3項目 Transfer (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (1975) (
		2 利用状況について 取得目的に沿って使用しているか 外3項目			
		3 管理状況について 点検等必要なメンテナンスを行っているか 外4項目			
		4 その他の所見 貸付期間外の保管場所の権原について 外2項目			
29	対象事務	県の施策に関する広報物の作成状況等			
	対象年度	平成28年度(有償刊行物については、平成26年度から平成28年度)			
	実施状況	1 監査実施期間:平成29年9月~平成30年1月			
	・事務監査: 平成29年9月~10月				
		· 本 監 査 : 平成 29 年 11 月			
		2 監査実施機関数:24機関			
		3 知事報告、記者発表:平成30年2月5日 4 措置状況の報告:令和元年7月22日			
	項 目	1 広報物の目的・必要性について			
	TA H	編集会議等で目的や必要性が十分に検討されているか 外1項目			
		2 広報媒体の選択・併用について			
		適切な広報媒体として規格形態が選択されているか 外2項目			
		3 広報物の作成状況について 発行時期、発行部数は適切か 外3項目			
		4 広報物の活用状況について 配布先、配布方法は適切か 外2項目			
28	対象事務	子育でに係る相談への対応状況及び施策への反映状況			
20	対象年度	平成 28 年度			
	実施状況	1 監査実施期間:平成28年9月~平成29年1月			
	y 4 <u></u> y 4.0	事務監査: 平成28年9月			
		・本 監 査 : 平成 28 年 11 月			
		2 監査実施機関数:14機関			
		3 知事報告、記者発表: 平成29年2月6日			
		4 措置状況の報告:平成30年12月28日			
	項目	1 子育てに係る相談業務の取組状況等について			
	, , , ,	① 相談業務の体制等について 相談機関の配置状況は適切か 外4項目			
		② 相談窓口の広報及び他機関との連携等について			
		相談窓口の広報は適切か 外4項目			
		③ 相談内容の集約、分析及び施策への反映状況等について			
		相談内容の分析等により施策への反映は行われているか 外2項目			
		④ 相談業務の状況把握や改善について			
		相談機関における業務上の課題、要望等の把握と改善を行っているか			
		2 子育て支援の取組の中での相談業務について			
		① 子育てに係る相談業務の推進について			
		相談業務の取組状況を把握しているか 外1項目			

実施		ニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
年度	以 色声数	
27	対象事務対象年度	ソーシャルメディアの活用とリスク管理 平成 27 年度
	実施状況	1 監査実施期間: 平成27年10月~平成28年1月
	大旭八几	・ 事務監査: 平成 27 年 10 月
		・本 監 査: 平成 27 年 11 月
		2 監査実施機関数:20機関
		3 知事報告、記者発表: 平成 28 年 2 月 3 日
		4 措置状況の報告:平成29年2月13日
	項目	1 活用機関について
		① 活用状況について どのように活用しているか 外3項目
		② リスク管理について 緊急時の体制等を確立しているか 外5項目
		2 広報課について
		① 活用機関に対する管理の状況について 各機関の活用状況を把握しているか外2項目
		② 活用機関に対する指導等の状況について モニタリングを行っているか 外3項目
2.2	1. 2 2.	TV LI TUE A A FERRATE
26	対象事務	税外未収金の債権管理
	対象年度	平成 25 年度(必要に応じて平成 26 年度について対象とした。)
	実施状況	1 監査実施期間:平成26年10月~平成27年1月
		・事務監査 : 平成 26 年 10 月 ・本 監 査 : 平成 26 年 11 月
		2 監査実施機関数:13機関
		2
		4 措置状況の報告:平成28年6月9日
	項目	1 債権管理の各段階において法令等を踏まえた取組が的確に実施されているか
	, ,,	2 債権管理機関が適切な債権回収を行えるよう全庁的な進捗管理、指導が実施されている
		か
25	対象事務	雇用創出事業に係る事務の執行
	対象年度	平成 24 年度
	実施状況	1 監査実施期間:平成25年9月~12月
		・事務監査: 平成 25 年 9 月
		・本 監 査: 平成 25 年 10 月
		2 監査実施機関数:4機関
		3 知事報告、記者発表:平成26年2月7日
	百口	4 措置状況の報告:平成27年11月5日 1 東業実体の毛建築は第三に行われているか。
	項目	1 事業実施の手続等は適正に行われているか
		2 事業の履行確認は適正に行われているか3 事業実施の効果の確認は行われているか
		○ すべく //IE/ / / / / / / / / / / / / / / / / /

年度別住民監査請求監査実績

(平成25年度~令和4年度)

			一块水 <u>血且</u>	委員事務局
実施 年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する 知事等の対応
4	物最終処 分場に係	R4. 3. 25 受付 (請求人:10名) R4. 4. 6 受理 R4. 5. 20 一部棄 却、一部却下	1 鳥取県環境管理事業センターは、産廃施設に係る周辺整備計画 策定準備事業において6自治会を対象として調査を実施しているが、このうち3自治会の区域は鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例が定める「周辺区域」外であり、補助金を交付することは不当な公金の支出に該当する。 (監査の結果) 6自治会は、手続条例、同施行規則等に基づいて「関係住民」と位置づけられ、適正な手続を経て「周知の対象とする地域」に定められていること、また、これらの区域は今後、特段の事情がない限り、鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例で定める周辺整備計画の「対象地域」となることが確認された。よって、県が補助金を交付することに違法又は不当性は認められないことから、棄却する。 2 センターが産廃施設設置を計画している米子市有地は、米子市と環境プラント工業株式会社との間で締結された開発協定に基づき、一般廃棄物処理場以外の目的への使用が禁じられているものであり、現協定のもとでは産廃施設の設置はできない。 (監査の結果) 開発協定を締結したのは米子市と環境プラント工業株式会社であり、県の職員が行った行為ではない。よって、開発協定の内容や変更の可否に関する解釈等の権限は、専ら協定の当事者が有しており、県の監査の権限は及ばないと判断したので、却下する。	
	係る公金	受付: R4.9.20 ほか 受理: R4.9.21 ほか (請求人: 9名) R4.11.14 棄却	 (監査の結果 > 1 違憲性・違法性について 国葬は国の行為であり、住民監査請求の対象外である。 2 地方公共団体が公費を支出する違法性について 地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」には、個別具体的な法令の根拠はないが、普通地方公共団体の役割を果 たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的 とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる行為が含まれることを前提としていることは、判決からも明らかである。また、「国葬」の内容については、これに出席する行為が社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものと考えることはできず、知事及び議長のいずれもその他の意義や目的を認識して出席したものとは認められない。以上から、知事及び議長の国葬への出席は「地域における事務」と認められ、違法な行為とは言えない。 3 地方公共団体が公費を支出する不当性について法第242条第1項に言う「不当」な支出か否かは、対象とする事務の行政目的を逸脱していないか、ないしはその実現に必要かつ十分かどうかとの観点から判断すべきであり、その他の事由で判断すべきではない。請求人の主張は、元首相の実績が肯定的に評価できず国を挙げて追悼すべきではないことから国葬に参加する費用の支出は不当であるとするもので、住民監査請求制度の対象外である。 	

実施 年度	件名	経緯	結果の概要	結果に対する 知事等の対応
3	なし			
	淀江産業 廃棄物最 終処分場 に係る埋 蔵文化財	R2. 6. 4 受付 (請求人: 1名) R2. 6. 8 受理 R2. 7. 31 棄却	(: 1名) 措置請求事項の「すくなくとも、この淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画の実施が確定するまでは、予算執行すべきでない。」については棄却。 措置請求事項の「センターに対しても、埋蔵文化財発掘調査を	
			ではいえない。	`
元 30 29	なし なし なし			
28	なし			
	物最終処 分場整備 に係金支 い て	H27.4.17 受付 (請求人:9名) H27.4.22 受理 H27.6.1 一部棄 却、一部却下、 意見	ア 推進補助金の返還を求めることについては、理由がないものと認め、棄却。 イ 運営費補助金について返還を求めることについては、証する書面の提出がなく、住民監査請求の要件を欠くため、却下。	
	なし			<u></u>
25	度に鳥取 県議会議 員へ交付 された政	H25. 6. 28 受理 H25. 8. 19 勧告、	(1) 不適切な支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずることを勧告。 (2) ガイドラインについて、領収書、会費の証拠書類の添付及び利用目的、理由等の記載、また、政務調査活動報告書への具体的な目的、内容、結果等をわかるように記載し、趣旨に沿った運用を徹底するよう意見。 (3) ガイドラインに定める按分率の記載について、按分の根拠を明確にすることや簡便な按分率の基準を示すこと等の検討を行うよう意見。 (1)について、平成 2 でに 80,737 円は返 (2)について、平成 2 日に監査意見に沿所要の改正を行い、適切な執行について、な分の根拠を明確にすることや簡便な按分率の基準を示すこと等の検討を行うよう意見。	の修正がな 0月11日 還された。 5年9月27 改正内容 で正内容 6年3月10 改正内容と 6年3月10 改正内容と

年度別職員の賠償責任請求監査実績

(平成25年度~令和4年度)

実施年度	監査対象	監査経緯	監査結果の概要	備考 (知事等の対応)
4	なし	_	_	
3	公用車の損傷に係る事 実及び賠償責任の有無 並びに賠償額		公用車が職員の過失により損傷した 事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2の2第1項 の規定に基づく賠償責任が成立するも のと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
2	なし	_	_	
元		R 元.11.8 監査請求受理 R2.2.18 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した 事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規 定に基づく賠償責任が成立するものと 判断した。	
3 0	(H30.1.30 受理案件)	(事案 2) H30. 4.10 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した 事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規 定に基づく賠償責任が成立するものと 判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
		(事案 1) H30. 5.25 監査結果通知	職員の賠償責任の有無については、協議を重ねたが監査委員の意見が一致せず、地方自治法第243条の2第9項の規定に基づく監査委員の合議が調わなかった。	損害賠償請求せず。
29	公用車の損傷に係る事 実及び賠償責任の有無 並びに賠償額(事案1、 2)	H30. 1.30 監査請求受理 (事案1、2)		事案1、2は、知 事からの請求書 による。
28	び賠償責任の有無並び	H28. 7.12 監査請求受理 H28. 9.30 監査結果通知 H28.10.11 一部訂正通知	資金前渡を受けた現金について、100 円の亡失が発生した事実が確認された。 これは、資金前渡受領者として、前渡資 金の管理上過失があったためと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規 定に基づく賠償責任が成立するものと 判断した。	関係者から損害 額が補填され、賠 償請求せず。
2.7 2.6	なし	_	_	
2 5		H26. 1.23 監査請求受理 H26. 3.31 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した 事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規 定に基づく賠償責任が成立するものと 判断した。	

年度別例月現金出納検査実績

(平成25年度~令和4年度)

実施	検査実施概	要	為以宋血且安	
年度	監査委員実施	事務局実施	検査結果の概要	備考
4	毎月月末の事務局の検査を受けて監査 委員の検査を実施	毎月実地検査を実施	適正に処理されていた。(天神川流域下	
	(一般会計、特別会計)	(一般会計、特別会計)		
	① 3月、6月、9月、12月分について	毎月末に前月分につい	て、試算表の入力ミス	
	は実地検査(6月及び9月はリモートで	て検査	に係る注意文を9月	
	実施。)	(公営企業会計)	報告に記載)	
	② 上記①以外の月については代表監査	毎月末に前月分につい		
	委員が書面で検査	て検査(6月、7月、11		
	(公営企業会計)	月は書面検査)		
	① 3月、9月、12月分については実地			
	検査(9月はリモートで実施。)			
	② 上記①以外の月については代表監査			
	委員が書面で検査			
3	毎月月末の事務局の検査を受けて監査			
	委員の検査を実施	(毎月末に前月分につい		
	① 3月、6月、9月、12 月分について		において、試算表の当	
	は実地検査(6月及び12月はリモート			
	で実施)	面検査)	算について十分な精	
	② 上記①以外の月については代表監査		査を求める通知を令	
	委員が書面で検査		和4年2月17日(金)	
			に行った。)	
2	毎月月末の事務局の検査を受けて監査	- -	適正に処理されて	
	委員の検査を実施	(毎月末に前月分につい	いた。	
	① 3月、6月、9月、12月分について	て検査)		
	は実地検査			
	② 上記①以外の月については代表監査			
	委員が書面で検査			
元	同上	同上	同上	
3 0	同上	同上	同上	
2 9	同上	同上	適正に処理されて	
			いた。(一般会計にお	
			いて、職員の給与控除	
			額の二重計上等に係るは辛本なる日和生	
			る注意文を4月報告	
			に、収入事務の遅延に	
			係る注意文を5月報	
			告に記載)	

実施	検査実施概	要	検査結果の概要 備考
年度	監査委員実施	事務局実施	快重和米の概要
28	毎月月末の事務局の検査を受けて監査	毎月実地検査を実施	適正に処理されて
	委員の検査を実施	(毎月末に前月分につい	いた。
	① 3月、6月、9月、12 月分について	て検査)	
	は実地検査		
	② 上記①以外の月については代表監査		
	委員が書面で検査		
2 7	同 上	同上	同上
2 6	同 上	同 上	同 上
2 5	同 上	同 上	同上

年 度 別 決 算 審 査 等 実 績

(平成25年度~令和4年度)

				馬取 県監 宜 妥貝事務局
実施 年度	対象 年度		客 査 経 緯	審査結果の概要
4		R4. 9.27	決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であると認めた。 なお、予算の執行等については、事務処理の不備により土木費国庫補助金に多額の収入未済が発生するなど、留意改善すべき事項が散見された。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認めた。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政
3	2	R3. 9.28	決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 県議会決算審査特別委 員会開催	状態を適正に表示しているものと認めた。 (一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一部留意改善すべき事項はあるものの、概ね適正に処理されているものと認めた。 (基金運用状況) 同上 (公営企業会計)
0	=	D 0 7	油質室木辛目書の担山	同上
2	元	R 2. 9.25	決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同上 (基金運用状況) 同上 (公営企業会計) 同上
元	3 0	R 元. 9.27	決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同上 (基金運用状況) 同上 (公営企業会計) 同上
3 0	2 9		決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同上 (基金運用状況) 同上 (公営企業会計) 同上
2 9	28	H29. 8. 7 H29. 9.28 H29.10.10	決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同上 (基金運用状況) 同上 (公営企業会計) 同上

実施	対象		審 査 結 果 の 概 要
年度	年度		
28	2 7	H28. 8. 9 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H28. 9.29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H28.10.11 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに附属書類の計数は正確であり、予算の執行等について一部留意改善すべき事項はあるものの、概ね適正に処理されているものと認めた。 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認めた。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。
2 7	26	H27. 8. 7 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H27. 9.29 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H27.10. 8 県議会決算審査特別委	(一般会計等) 同上 (基金運用状況) 同上 (公営企業会計)
26	2 5	損会開催 H26. 8. 8 決算審査意見書の提出 公営企業会計 H26. 9.29 決算審査意見書の提出 (一般会計等・基金 H26.10.10 県議会決算審査特別委員会開催 H26.10.10 日本記載 H26.10 H	同上 (一般会計等) 同上 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って概ね適正に運用されているものと認めた。なお、鳥取県土地開発基金及び鳥取県美術品取得基金については、現金の全額が歳計現金に繰替運用されており、繰替運用期間満了日には繰戻しが行われていなかったので、見直されたい。 (公営企業会計) 決算及び決算附属書類の計数は、いずれも関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、一部留意改善すべき事項はあるものの、事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。
2 5	2 4	H25. 8. 8 決算審査意見書の提出 〈公営企業会計〉 H25. 9.27 決算審査意見書の提出 〈一般会計等・基金〉 H25.10.7 県議会決算審査特別委 員会開催	(一般会計等) 同 上 (基金運用状況) 各基金とも運用に関する計数は正確であり、設置目的に沿って適正に運用されており、また、会計経理事務は適正に処理されているものと認めた。 (公営企業会計) 同 上

年度別決算審査等実績 (意見)

(平成25年度~令和4年度)

実施	対象	監査	全 意 見
年度	年度	一 般 会 計 ・ 特 別 会 計	公 営 企 業 会 計
4	3	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について(小水力発電所の発電量向上について) ②工業用水道事業について(鳥取地区工業用水道事業における需要開拓及び日野川工業用水道事業における配水管の老朽化対策) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保及び働き方改革等について ③未収金(患者自己負担分)の回収について
			(天神川流域下水道事業会計) ①経営戦略の運用について(柔軟な事業運営)
3	2	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について(売電単価の向上及び小水力発電所の発電量向上について) ②工業用水道事業について(鳥取地区工業用水道事業における需要開拓) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保等について ③未収金(患者自己負担分)の回収について (天神川流域下水道事業会計) ①指定管理委託について(経費削減等) ②雨天時等侵入水について(調査研究と緊急時の対応)
2	元	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の更なる適正な処理に ついて (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について(小水力発電所の収益確保について) ②工業用水道事業について(鳥取地区工業用水道事業における需要開拓) (病院事業会計) ①経営の健全化について ②医療従事者の確保等について ③未収金(患者自己負担分)の回収について

実施	対象	監査	≨
年度	年度	一般会計・特別会計	公営企業会計
元	30	(一般会計) ①県の財政運営について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について	(企業会計) ①電気事業について ア 小水力発電所等の稼働について イ 公共施設等運営権の設定による運営について ②工業用水道事業について(財源確保策の検討と利活用の働きかけ) (病院事業会計) ①中央病院の新病院開設に伴う収益確保について ②厚生病院の財務改善の継続について ③医療従事者の確保について
			④未収金(患者自己負担分)の回収について
3 0	29	(一般会計) ①県財政の健全化について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について	(企業会計) ①電気事業について(小水力発電所の収支改善) ②工業用水道事業について(新規給水先開拓と地元自治体等の連携)
		(特別会計) ①適切な資金準備について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について	(病院事業会計) ①健全経営等について ②医療従事者の確保について ③未収金(患者自己負担分)の回収について
29	28		(企業会計) ①健全経営について ②電気事業の推進について ③工業用水道事業の収支改善について ④人材の養成・確保について ⑤固定資産の適正管理について (病院事業会計) ①健全経営等について ②医療従事者の確保について ②まが表してのでで ②まが表してのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
28	2 7	(一般会計) ①県財政の健全化、効率的・機動的な予算 執行について ②収入未済額の縮減について ③財務に関する事務の適正な処理について (特別会計) ①収入未済額の縮減について ②財務に関する事務の適正な処理について	(企業会計) ①次期「鳥取県企業局経営プラン」の策定について ②電力システム改革の動向を踏まえた発電事業について ③工業用水道事業の今後について (病院事業会計) ①経営健全化について ②医療従事者の確保について ③未収金(患者自己負担分)の回収について

実施	対象	監査	2 72 70
年度	年度	一般会計・特別会計	公営企業会計
2 7	2 6	(一般会計)	(企業会計)
		①県財政の健全化、効率的・機動的な予算	①電力システム改革や新エネルギーの導入に向
		執行について	けた対応について
		②収入未済額の縮減について	②工業用水道事業の新規給水先確保や他用途へ
		③県税の未納延滞金について	の活用について
		(特別会計)	③境港外港竹内地区の販売戦略について
		(村別云司) ①収入未済額の縮減について	(病院事業会計)
			①経営健全化への取組みについて
			②医療従事者の確保対策について
			③未収金 (患者自己負担分) 対策について
2 6	2 5	(一般会計)	(企業会計)
		①県財政の健全化、効率的・機動的な予算	①新たなエネルギーを利用した発電の調査・研
		執行について	究について
		②収入未済額の縮減について	②工業用水道事業の持続可能な経営の確保につ
		③基金から歳計現金への繰替運用の見直し	NT
		について	③境港外港竹内地区の販売戦略について
		(特別会計)	(病院事業会計)
		(ヤガ云司) ①収入未済額の縮減について	①医療スタッフの確保について
			②厚生病院の厨房の改善について
			③未収金(患者自己負担分)について
2 5	2 4	(一般会計)	(企業会計)
		①県財政の健全化について	①「鳥取県企業局経営改善計画」の着実な推進
		②収入未済額の縮減について	について
			②会計基準の見直しに対する対応について
		(特別会計)	③再生可能エネルギーの積極的な導入について
		①収入未済額の縮減について	④新規需要者の確保対策(工業用水道事業)について
			⑤境港外港竹内地区について
			 (病院事業会計)
			①中央病院の建替えについて
			②看護師の確保等について
			③未収金(患者自己負担分)対策について
			④適正な業務執行体制の確保について
			⑤会計基準の見直しに対する対応について

年度別業務適正化評価報告書審査実績

(令和2年度~令和4年度)

宝饭	対象											1女只7	1001
	对象 年度	審道	£ 経	緯		審	査	結:	果 σ.) 概	要		
4	3	価報 R 4.11.25 令和	告書の 3年度	業務適正化評 審査の依頼 業務適正化評 査意見書の提	事令の担手を強力である。	度果負受処み、き替しなリをハDド間にに担理理び未かわが事ス見。②十知おつ行しの各然けり適務ク直(の分とけい為て行職防をの切処とし(よとP	図るてのいわ員上行引に理未、「う感ら運は事なれに策わ継実が然不」なじ	れ用、務かておのれぎ施散防菌、状らて状、手つなで組い約さら見止正、況れ	いた 続たないを、選れれて事 からい確 遅とつ業確 内しる業務 帯で	事認 遅った務実 、いと務処 刂、案さ 延なも点に 組なこ点理 度改 にめ	散た 契依が手施 聞こでチ発 対て見い 約然散エす でにあエ生 す業	さ。 書こ見いる のこりい方 る傍れれ にしさクよ 情起、ク止 基適た 定てれりう 報因重りに 本正	の う歯たス漬 の片要ス努 勺とで る正。ト極 受る度トめ なの、 書な各の的 不ののら 理制
3		R 3.11.29 令和	告書の 2年度	審査の依頼	ては、定期 等に関する	るりと たた たた でり 業な主 でり 業な主 でり 業な主 でり 業な主 でり 業な主 でり でり でり でり でり でり での での での での での での での での での での	お適見務事ッ「刃」この「こい切受点務ク」	てなけ検 型 弱 が ま が ま の の の の の の の の の の の の の	き処たツ発の 中管会識契会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	たがでリ防用 青里十下勺事行、ス止を 書 事足書	でのうでである。 かいでののののでは、 でのののののののののののののののののののののののののののののの	ち、特に いなかい 可高い! うれる! さい。	こうしょ 書 認 足約事ク検も
2		R 2.11. 9 令和	告書の 元年度	審査の依頼	ては、一音 ①重要 の の ② 今後 う 制 月	売につい 部検討を 多内容等 ともAI まちらなる	要リも ・ですス勘 Rの	る ク タ し ア ト 科 は で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	がおい ない あい あい あい よい ない ない ない あい ない あい ない しょう いい かい いい	る。 しれが がい がり、	がたっ [*] いよ 一層i	ては、行 う進められ	各所属 られた いるよ

年度別健全化判断比率等審査実績

(平成25年度~令和4年度)

令和5年4月1日 鳥取県監査委員事務局

1 健全化判断比率

(1) 審査経緯

E /\				写 (文	E 施 付 象	年 年 月	₹ ₹)			
区分	H25 H26 H27		H28	H29 H30		R元 R2		R3	R4	
	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)
審査意見書 の提出	H25.9.27	H26.9.25	H27.9.29	H28.9.29	H29.9.28	H30.9.28	R元.9.27	R2.9.25	R3.9.28	R4.9.27
県議会決算審査 特別委員会開催	H25.10.7	H26.10.10	H27.10.8	H28.10.11	H29.10.10	H30.10.12	R元.10.8	R2.10.7	R3.10.8	R4.10.13

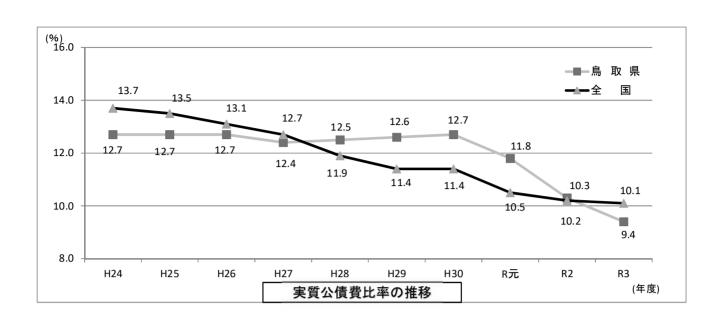
(2)審査結果の概要

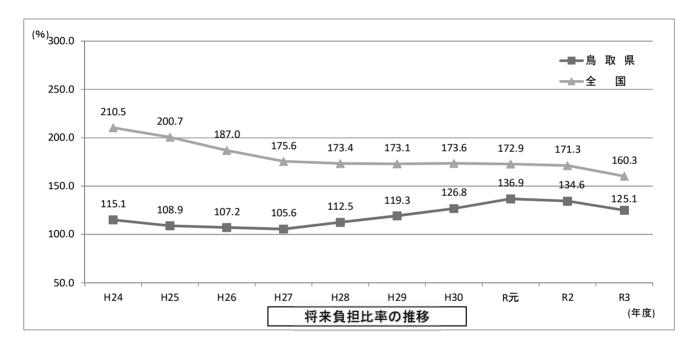
健全化判断比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認められた。(各年度共通)

健全化判断	比率	対前年増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %		3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	- %		8.75 %	15 %
実質公債費比率	下生のしかり	下まのしかり	25 %	35 %
将来負担比率	下表のとおり	下表のとおり	400 %	

(単位:%、ポイント)

豆八					実 施 (対 象	年 度 年 度)				
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)
実質公債費比率	12.7	12.7	12.7	12.4	12.5	12.6	12.7	11.8	10.3	9.4
(対前年増減)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(△0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(△0.9)	(△1.5)	(△0.9)
将来負担比率	115.1	108.9	107.2	105.6	112.5	119.3	126.8	136.9	134.6	125.1
(対前年増減)	(△8.2)	(△6.2)	(△1.7)	(△1.6)	(6.9)	(6.8)	(7.5)	(10.1)	(△2.3)	(△9.5)





2 資金不足比率

(1)審査経緯

健全化判断比率の審査と同じ

(2)審査結果の概要

資金不足比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認められた。(各年度共通)

資金不足比率	経営健全化基準
- %	20%

年 度 別 包 括 外 部 監 査 実 績

(平成25年度~令和4年度)

+44-				馬取県監査委員事務局				
実施性度 対数性度	テーマ	監 査 項 目	実施者	監査経緯				
4 (3)	強い農林水産業の実現に 向けた事業に係る財務事 務の執行について		[包括外部監査人] 牧野 芳光 (税理士) [補助者] 音田 勝正 (税理士) 後藤 洋次郎 (税理士) 駿同 利明 (税理士)	R 4. 4. 1 契約 R 4. 4. 22 契約締結告示 R 4. 5. 20 補助者告示 R 4. 4. 1 監査実施 ~ R 4. 12. 31 R 5. 2. 3 結果報告・記者発表 R 5. 2. 17 公表(県公報登載)				
3 (2)	防災・減災に関する事業 に係る財務事務の執行に ついて		[包括外部監査人] 谷田 真基(税理士) [補助者] 岸本 信一(税理士) 岩谷 章男(税理士) 西村 隆行(税理士)	R 3. 7. 5 契約 R 3. 7. 13 契約締結告示 R 3. 7. 26 補助者告示 R 3. 7. 5 監査実施 ~ R 3. 12. 31 R 4. 2. 4 結果報告・記者発表 R 4. 3. 15 公表(県公報登載)				
2 (元)	総務部行財政改革局資産 活用推進課が所管する公 有財産の管理に関する財 務事務の執行について	する県有財産(土地・建	[包括外部監査人] 上原 武 (税理士) [補助者] 戸野 克則 (税理士) 谷田 真基 (税理士) 小谷 誠 (税理士)	R 2. 4. 1 契約 R 2. 4. 14 契約締結告示 R 2. 5. 22 補助者告示 R 2. 10. 1 監査実施 ~ R 2. 12. 31 R 3. 2. 4 結果報告・記者発表 R 3. 3. 9 公表(県公報登載)				
元 (30)	西部総合事務所地域振興局が所管する伯耆国「大山開山 1300 年祭」推進事業等及び生活環境部が所管する第3回「山の日」記念全国大会に関する財務事務の執行について	興局、生活環境部の補助 金、交付金及び委託料等	[包括外部監査人] 上原 武 (税理士) [補助者] 戸野 克則 (税理士) 金森 実 (税理士) 谷田 真基 (税理士)	H31. 4. 1 契約 H31. 4. 9 契約締結告示 R 1. 5. 17 補助者告示 R 1. 6. 1 監査実施 ~ R 1. 12. 31 R 2. 2. 4 結果報告(監査委員)・ 記者発表 (解禁 2. 13) R 2. 2. 13 結果報告 (議長・知事) R 2. 2. 21 公表 (県公報登載)				
3 0 (29)	工労働部が所管する移住 定住の推進事業及び観光	課、就業支援課(H30雇 用政策課・県立鳥取ハロ ーワーク)及び観光戦略 課の補助金、交付金及び 委託料等	[包括外部監査人] 岸本 信一(税理士) [補助者] 上原 武(税理士) 谷田 真基(税理士) 古川 嘉彦(税理士)	H30. 4. 1 契約 H30. 4. 17 契約締結告示 H30. 5. 8 補助者告示 H30. 6. 12 監査実施 ~ H30. 12. 31 H31. 1. 22 結果報告・記者発表 H31. 2. 6 公表(県公報登載)				

実施度 対象度	テーマ	監 査 項 目	実施者	監査経緯
2 9 (28)	子育て応援課及び女性活 躍推進課が所管する子育 て王国推進事業に関する 財務事務の執行について	子育て応援課及び女性 活躍推進課の補助金、交付金及び委託料等	岸本信一(税理士) [補助者] 上原 武(税理士) 谷田 真基(税理士)	H29. 4. 1 契約 H29. 4. 28 契約締結告示 H29. 5. 9 補助者告示 H29. 6. 30 監査実施 ~ H29. 12. 31 H30. 2. 5 結果報告・記者発表 H30. 2. 9 公表(県公報登載)
2 8 (27)	市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び「食のみやこ鳥取県」関連事業に関する財務事務の執行について		岸本信一(税理士) [補助者] 上原 武(税理士) 谷田 真基(税理士)	H28. 4. 1 契約 H28. 4. 12 契約締結告示 H28. 5. 13 補助者告示 H28. 7. 1 監査実施 ~ H28. 12. 31 H29. 2. 6 結果報告・記者発表 H29. 2. 10 公表(県公報登載)
2 7 (26)	県有財産(土地・建物) の管理に関する財務事務 の執行について	 未利用等不動産 貸付・使用許可及び借受不動産 未利用不動産の処分 鳥取県土地開発公社 	高田 充征(税理士) [補助者] 杉浦 為佐夫(税理士) 池原 浩一(税理士・ 公認会計士)	H27. 4. 1 契約 H27. 4. 14 契約締結告示 H27. 5. 7 補助者告示 H27. 7. 7 監査実施 ~ H27. 12. 31 H28. 2. 3 結果報告・記者発表 H28. 2. 12 公表(県公報登載)
26 (21 ~ 25)	の別務事務の教明につい	鳥取県の企業誘致に関連する商工労働部の以下の補助金及びその補助事業に関連した委託料 1 企業立地事業補助金 2 情報通信関連雇用事業補助金 3 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金 4 リサイクル技術・製品実用化事業補助金 5 環境対策設備導入促進補助金	高田 充征(税理士) [補助者] 杉浦 為佐夫(税理士) 池原 浩一(税理士・ 公認会計士)	H26. 4. 7 契約 H26. 4. 18 契約締結告示 H26. 5. 9 補助者告示 H26. 6. 30 監査実施 ~ H26. 12. 31 H27. 2. 2 結果報告・記者発表 H27. 2. 10 公表(県公報登載)
2 5 (24)	観光関連事業に関する財 務事務の執行について	 観光政策課の補助金、 負担金及び委託料等 まんが王国官房の補助 金、負担金及び委託料等 公益社団法人観光連盟 の県受託事業、県補助事 業等 	高田 充征(税理士) [補助者] 杉浦 為佐夫(税理士) 池原 浩一(税理士・	H25. 4. 8 契約 H25. 4. 16 契約締結告示 H25. 5. 10 補助者告示 H25. 7. 1 監査実施 ~ H25. 9. 26 H26. 2. 7 結果報告・記者発表 H26. 2. 18 公表(県公報登載)

年度別監査委員活動実績

(平成30年度~令和4年度)

令和5年4月1日 鳥取県監査委員事務局

(単位:日)

左	Ę	度		4			3			2			元		30		
			代	識	議	代	識	議	代	識	議	代	識	議	代	識	議
代	表	・識見・議選別	表	見	選	表	見	選	表	見	選	表	見	選	表	見	選
		定期監査	14	12	10	9	8	8	17	15	14	20	19	12	23	18	14
		行政監査	1	1	1				2	2	2				10	8	6
	各	随時監査															
		財援団体監査	3	5	2	4	3	3	7	4	5	8	5	6	8	5	5
	種	例月現金出納検査	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4
	監	決算審査	11	10	8	8	6	7	10	6	8	8	10	5	13	9	9
		基金運用状況審査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	査	健全化判断比率等審査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		業務適正化報告書審査	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
		直接請求監査															
, _T		議会請求監査															
活		知事要求監査															
動		住民監査請求監査	2	2	2				1	1	1				2	2	1
状		職員賠償責任監査								1		4	4	4	2	2	2
,,,		(A) 小 計	38	37	30	28	24	25	44	36	37	46	44	32	64	50	43
況		監査委員協議会	18	18	17	13	12	12	15	13	15	15	15	15	13	13	13
	そ	部局長協議	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	の他	知事報告	1	1		1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
	の	知事等との意見交換会															
	活動	決算審査特別委員会	1			1			1			1	1	1	1	1	1
	到	全国・中国会議	2									3	2	2	2	2	2
		研 修											1	1		1	1
		その他	1			1			1			2	1	1	1	1	1
		(B) 小 計	25	21	19	17	14	14	20	16	18	25	24	24	21	22	22
	(A		63	58	49	45	38	39	64	52	55	71	68	56	85	72	65
(((C) 重複によるマイナス		22	21	19	17	15	16	19	17	17	23	25	20	32	30	24
実稼	∮働日	数(A)+(B)-(C)	41	37	30	28	23	23	45	35	38	48	43	36	53	42	41

- 注1 監査委員一人あたりの平均活動日数(リモート含む。)である。
 - 2 その他の欄は、包括外部監査等の日数である。
 - 3 小計欄は、延べ日数である。
 - 4 重複によるマイナス欄の主なものは、定期監査と決算審査や基金運用状況審査との重複、監査委員協議会と部局長協議との重複等である。
 - 5 「代表」は代表監査委員を、「識見」は代表監査委員を除く識見の監査委員を、「議選」は県議会 選出の監査委員を表している。
 - 6 代表監査委員は常勤であり、執務室での日常業務(書面監査の実施、局内協議、庶務事務)の部分は除いている。

年度別定数・組織経緯表

(令和元年度~令和5年度)

	人数(人)					
年度	監 事 うち 区 分 委 務 管 再 任 ※ 局 職 用	組織				
令和 5	実人員 4 12 3 1 定 数 4 12 監査委員(4)-事務局	長(1) 一次長兼監査第一課長(1) 一監査主幹(4)、監査副主幹(1) 一次長兼監査第二課長(1) 一監査主幹(3)、監査副主幹(1)				
令和 4	実人員 4 12 3 1 定 数 4 12 監査委員(4)-事務局	長(1) 次長兼監査第一課長(1) 一監査主幹(4)、監査副主幹(1) 次長兼監査第二課長(1) 一監査主幹(3)、監査副主幹(1)				
令和 3	実人員 4 12 4 1 定 数 4 12 監査委員(4) —事務局長	長(1) 一次長兼監査第一課長(1) 一監査主幹(4)、監査副主幹(1) 一次長兼監査第二課長(1) 一参事兼監査主幹(1)、監査主幹(2) 監査副主幹(1)				
令和 2	実人員 4 13 4 1 定 数 4 13 監査委員(4) - 事務局長	長(1) 一次長兼監査第一課長(1) 一監査主幹(3)、監査副主幹(2) 一次長兼監査第二課長(1) 一参事兼監査主幹(1)、監査主幹(4)				
令和元	実人員 5 14 3 0 定数 5 14 ※監査委員定数4 (H31.4 監査委員(5) - 事務局長	. 30~) 長(1) - 次長(2) ―監査第一課長―監査主幹(2)、監査副主幹(1) (次長と兼務) ―監査第二課長(1) ―監査主幹(3) ―監査第三課長(1) ―監査主幹(3)				

監査の種別と根拠法令

鳥取県監査委員事務局 業務適正化評価報告書審査 (法第150条第5項) (每会計年度1回以上実施) 定期監查(定例監查) 財務監査 (法第199条第4項) (毎会計年度1回以上実施) 包 (法第199条第1項) 般 予算執行・財産管理等の財務事務の執行及 随時監査 〈法第252条の37第1項〉— 括 び経営に係る事業の管理についての監査 (法第199条第5項) 杳 外 (必要があるときはいつでも実施) 行政監査 監 (法第199条第2項) 部 (一般行政事務の監査) 監 杳 査 財政的援助団体等に対する監査 〈法第252条の37第4項〉-(法第199条第7項) (補助金・貸付金等の財政的援助を与えている団体) 委 住民の直接請求に基づく監査 〈法第252条の39〉 特 個 (住民の事務監査請求による監査) 別 蒷 (法第 12 条·法第 75 条第 1 項及び第 3 項) (有権者 1/50 の連署) 監 別 杳 住民監査請求に基づく監査 〈法第252条の43〉 外 監 (法第242条第5項) (違法又は不当な財務会計行為が対象・1人の請求でも可) 部 議会の請求に基づく監査 〈法第252条の40〉-杳 (法第98条第2項) (対象:県の事務全般) 要求監査 監 長の要求に基づく監査 〈法第252条の41・42〉 杳 (法第199条第6項・第7項) (対象:県の事務全般、財援団体) 健全化法第26条に基づく監査 (健全化計画等策定を義務付けられた自治体) 審 決 算 杳 決算審査 (法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項) (一般会計・特別会計・公営企業会計(電気・工水・埋立・病院・天神川流域下水道事業の5会計)の決算を 毎会計年度審査) 例 月 現 金 出 納 検 査 (法第235条の2第1項) (毎月、現金の出納を検査) 出納検 指定金融機関等監査 (法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項) 杳 (必要と認めたとき、指定金融機関等の公金取扱を監査) 職員の賠償責任監査 (法第243条の2の2第3項、地方公営企業法第34条第1項) そ (職員が故意又は(重大な)過失により現金亡失・物品損傷等をした場合の賠償責任監査) **ത** 他 基金運用状況審査 (法第241条第5項) **ത** (対象:土地開発基金・市町村資金貸付基金・美術品取得基金の3基金) 監 査 共同設置の機関の監査 (法第252条の11第4項) (普通地方公共団体が共同設置した委員会の監査) 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条)

(注)法:「地方自治法」の略

各種監査等の説明

具						
監査等の種類	説明					
業務適正化評価報告書 審査 [地方自治法(以下「法」と いう。)第150条第5項]	知事から提出された業務適正化評価報告書について、監査委員が確認した業務適正化の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行う。 なお、本県の対象事務は、財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4つである。					
定期監査 〔法第199条第1項及び第 4項〕	監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。 県の財務に関する事務(県の収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(本県では病院事業、電気事業、工業用水道事業、埋立事業、天神川流域下水道事業の5事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で監査を行う。					
財政的援助団体等監査 〔法第199条第7項〕	県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査であり、本県では毎年度行っている。監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が1/4以上の団体又は県若しくは県の出資割合が1/2以上の団体の出資割合の合計が1/4以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。					
営企業法(以下「公企法」	県の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、知事から提出された決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかといった観点で行う。					
例月現金出納検査 〔法第235条の2第1項〕	県の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の 出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められ た日に監査委員が行う検査である。					
基金運用状況審査 〔法第241条第5項〕	県が特定の目的をもって定額の資金を運用するために設けた基金の 運用状況について、知事から提出された基金に関する決算書に基づい て、監査委員が毎年度審査を行う。 審査は、運用状況を示す書類及び決算書その他関係書類により計数を 確認するとともに、基金の設置の目的に応じて合理的に運用されている かどうかといった観点で行う。 なお、本県の対象となる基金は、鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村 資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金の3基金である。					

監査等の種類	説明
,	知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。
項〕	審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか確認することによって行う。 また、公営企業については、知事から提出される資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。
	〈実質赤字比率〉 一般会計等(※1)を対象とした実質赤字額(※2)の標準財政規模(※3)に対する比率。 (※1)一般会計等…一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計
	及び公営企業に係る特別会計等以外のもの。 (※2)実質赤字額…形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費 逓次繰越や繰越明許費等の財源を控除した額。 (※3)標準財政規模…標準的な状態で通常収入されるであろう経
	常的一般財源(地方税や普通交付税のように使途が特定 されず毎年度経常的に収入される財源)の規模。 〈連結実質赤字比率〉 全会計の合計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額(※4))
	の標準財政規模に対する比率。 (※4)資金の不足額…一般会計等の実質赤字に相当するものとし て、公営企業会計ごとに算定した額。
	〈実質公債費比率〉 一般会計等が負担する元利償還金(公債費)や公営企業債に対する 繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普 通交付税が措置されるものを除く。)の、標準財政規模(普通交付税 が措置されるものを除く。)に対する比率。過去3年度間の平均によ り算出。
	〈将来負担比率〉 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、鳥取県が設立した一定の法人の負債の額等のうち一般会計等の負担見込み額等)の標準財政規模(普通交付税が措置されるものを除く。)に対する比率。
	〈資金不足比率〉 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模(※5)に対する比率。 (※5)事業の規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益 等に相当する額。
行政監査 〔法第199条第2項〕	県の事務の執行について、監査委員が、経済性(無駄な経費をかけていないか。)、効率性(より成果の上がる方法はないか。)、有効性(目的にかなっているか。)及び適法性等の観点で行う監査である。 なお、これは財務に関する事務について行う定期監査とは別のものである。監査委員が必要があると認めるときに行う監査である。
随時監査 〔法第199条第1項及び第 5項〕	県の財務に関する事務について、監査委員が、特に必要があると認めるとき、いつでも行うことができる監査である。

監査等の種類	説明
公金の収納又は支払の 事務に係る監査 [法第235条の2第2項、公 企法第27条の2第1項]	県の指定金融機関の公金の収納又は支払の事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかといった観点で、監査委員が、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに行う監査である。
直接請求による監査 〔法第75条第3項〕	選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務(対象は県の事務全般)の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
議会の請求による監査 [法第98条第2項]	県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
知事の要求による監査 〔法第199条第6項又は第 7項〕	知事が、県の事務の執行又は財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対する財政援助等について監査を行うように要求したときに、監査委員が行う監査である。
住民の請求による監査 〔法第242条第5項〕	県民が、知事その他の執行機関(委員会等)又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実に、違法又は不当な行為があるとして監査を請求(対象は県の財務会計上の行為に限定される。)したときに、監査委員が行う監査である。
職員の賠償責任に係る 監査 [法第243条の2の2第3 項、公企法第34条]	県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したりしたとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を要求したときに、監査委員が行う監査である。 監査委員は、その事実があるかどうかを監査し、事実がある場合には賠償責任の有無や賠償額を決定する。

令和 5 年度監査等執行計画

令和5年1月13日 鳥取県監査委員決定

鳥取県監査規程(昭和42年鳥取県監査委員告示第1号)第3条の規定に基づき、令和5年度に実施する 監査(令和4年度内に実施する令和4年度決算に係る定期監査を含む。)、検査及び審査(以下「監査等」 という。)の執行計画を次のとおり定める。

なお、年間の計画は**別紙1「令和5年度監査等執行計画表」**のとおりとし、監査対象機関毎の実施日程は前月の10日までに定め、関係機関に通知する。

1 業務適正化評価報告書審査

(1) 実施時期

審査書類が提出された日の翌日から令和5年11月上旬までの間

(2) 実施箇所

総務部行政監察・法人指導課

(3) 方法

実地監査

(4) 範囲

令和4年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に定めない。

2 定期監査

(1) 実施時期

令和5年3月上旬から令和5年9月中旬までの間

(2) 実施箇所

別紙2「令和5年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。 (添付は省略)

【 監査対象機関数及び監査実施機関数 】

157	□	\wedge	\wedge	監査対象	監査実施	本監査の内訳		B/A	C/B
	区	分		機関数(A)	機関数(B)	実地監査(C)	書面監査	(%)	(%)
知	事	部	局	155 (153)	155 (153)	52(39)	103(114)	100	34
企	当		局	3(3)	3(3)	3(3)	0(0)	100	100
病	ß	完	局	3(3)	3(3)	3(3)	0(0)	100	100
教	育多	委 員	会	49(49)	49(49)	18(1)	31(48)	100	37
警	察	本	部	10(10)	10(10)	3(1)	7(9)	100	30
委	員	会	等	3(3)	3(3)	0(0)	3(3)	100	0
県	議会	事務	局	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)	100	0
	ij	+	·	224 (222)	224(222)	79(47)	145 (175)	100	35

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

² 財務に関する事務の執行がない兼務機関及び財務に関して指定管理者制度を導入している 機関は、監査対象機関から除いている。

^{3 ()}は、令和4年度に実施した機関数である。

(3) 方法

別紙2「令和5年に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。 (添付は省略) また、監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和4年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に「現金及び金券類等の管理」について重点を置くものとする。実施方法等については別に定める。

3 財政的援助団体等監査

(1) 実施時期

令和5年7月上旬から令和5年11月下旬までの間

(2) 実施箇所

原則として次の考え方に基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して別に定める。

ア 出資団体

県の出資割合が1/4以上の団体を対象として、原則として3年に1回監査を行う。 ただし、指定管理者(県が設置した公の施設を管理する団体)となっている出資団体等必要がある と認める一部の団体は、2年に1回監査を行う。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。 ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。 なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

ウ 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

(3) 方法

原則として実地監査とし、別に定める。また、監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

(4) 範囲

令和4年度

ただし、監査委員が必要と認める場合は、その他の年度についても対象とする。

(5) 重点事項

特に定めない。

4 決算審査

(1) 実施時期

ア 普通会計

審査書類が提出された日の翌日から令和5年11月上旬までの間

イ 企業会計

審査書類が提出された日の翌日から令和5年8月上旬までの間

(2) 実施箇所

ア普通会計

会計管理局会計指導課

イ 企業会計

生活環境部くらしの安心局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 方法

各監査対象機関の決算状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行う。

ア普通会計

書面監査

イ 企業会計

実地監査

(4) 範囲

令和4年度

(5) 重点事項

特に定めない。

5 例月現金出納検査

(1) 実施時期等

範囲	令和5年3月	4月	5月	6月	7月	8月
実施	5月下旬	6月下旬	7月下旬	8月下旬	9月下旬	10月下旬
時期	まで	まで	まで	まで	まで	まで
方法	実地監査	書面監査	書面監査	実地監査	書面監査	書面監査

範囲	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
実施	11月下旬	12月下旬	令和6年	2月下旬	3月下旬	3月下旬
時期	まで	まで	1月下旬まで	まで	まで	まで
方法	実地監査	書面監査	書面監査	実地監査	書面監査	書面監査

(2) 実施箇所

ア 普通会計

会計管理局会計指導課

イ 企業会計

生活環境部くらしの安心局水環境保全課、企業局、病院局

(3) 重点事項

特に定めない。

6 基金運用状況審査

(1) 実施時期

審査書類が提出された日の翌日から令和5年11月上旬までの間

(2) 実施箇所

ア 鳥取県土地開発基金

総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

イ 鳥取県市町村資金貸付基金

地域づくり推進部市町村課

ウ 鳥取県美術品取得基金

教育委員会事務局博物館

(3) 方法

書而監查

(4) 節囲

令和4年度

(5) 重点事項

特に定めない。

7 健全化判断比率等審查

(1) 実施時期

審査書類が提出された日の翌日から令和5年11月上旬までの間

(2) 実施箇所

ア 健全化判断比率

総務部財政課

イ 資金不足比率

生活環境部くらしの安心局水環境保全課、農林水産部水産振興局水産振興課、県土整備部空港港湾課、企業局、病院局

(3) 方法

原則として実地監査

(4) 範囲

令和4年度

(5) 重点事項

特に定めない。

8 その他の監査

(1) 行政監査

「民間企業等との連携協定」について実施し、実施方法等については別に定める。

(2) その他の監査

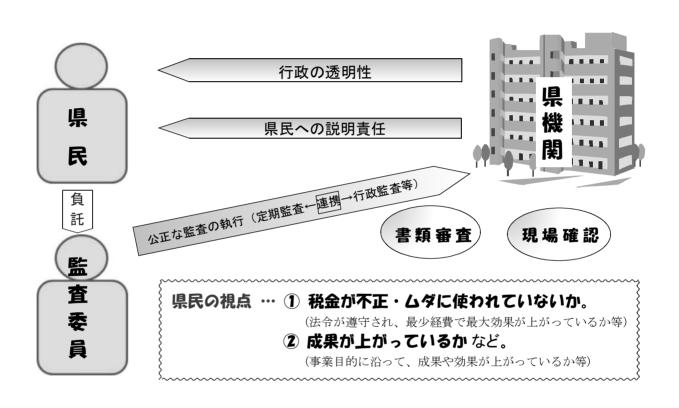
随時監査、公金の収納又は支払の事務に係る監査、直接請求による監査、議会の請求による監査、 知事の要求による監査、住民の請求による監査及び職員の賠償責任に係る監査の実施方法等について は、必要に応じて別に定める。

鳥取県監査委員のミッション

令和5年4月1日 鳥取県監査委員

監査が、「県民一人ひとりの幸せに役立っているか」を常に心に銘記し、 県民に代わり、県の行財政の事務の執行等について「県民の視点」でチェックする。

⇒ 行政が公正かつ適正で経済性·効率性等を確保しているかどうか、県の行財政 全般について監視と点検を行い、「県の行財政運営の質の向上」に資することを目指す。



---:---:

- 5つの観点 -
- 1 正確性 2 合規性
- 3 経済性 4 効率性 5 有効性

<u>監査による効果</u>

★ 牽制による抑止効果

(不正防止の意識を高揚)

★ 将来への波及効果

(改善策が講じられ再発防止)

~ 厳しいけれど信頼される監査に ~

「鳥取県監査委員のあゆみ」について

鳥取県監査委員では、毎年4月1日に小冊子「鳥取県監査委員のあゆみ」を 発刊しています(初刊は平成19年4月1日発行)。

この小冊子には、概ね過去10年間の鳥取県の監査の実績を掲載しております。この小冊子によって、本県の監査委員と監査委員事務局職員が、過去の監査について正しく理解し、今後の監査事務の改善の手掛りとするとともに、県民の皆様に本県監査についての理解を深めていただければ幸いです。

令和5年度版 鳥取県監査委員のあゆみ

令和5年4月1日発行

鳥取県監査委員事務局 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271 FAX 0857-26-8173 監査第一課 TEL 0857-26-7541、7568、7948 監査第二課 TEL 0857-26-7546、7947、7954

ホームへ°ージアト゛レス https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/